令和8－9年度(債務)

工事番号　08－DA－15

萩形発電所　SVCほか設置工事

特記　仕　様　書及び
現場説明書(条件明示)

令和8年11月

秋田県秋田発電・工業用水道事務所

特　記　仕　様　書

第1編　共通編
第１章　総則

項　　目（節）	条件		内　　容
1 共通仕様書の適用	本工事の実施にあたっては、以下の仕様書に基づき実施しなければならない ・秋田県土木工事共通仕様書（令和８年10月以降適用） ・電気通信設備工事共通仕様書（令和８年版）国土交通省大臣官房 技術調査課電気通信室		
2 余裕期間制度の適用	●	ない	・余裕期間制度の適用無し
		ある 発注者指定方式	・工事着手日　令和○○年○○月○○日 ・本工事は余裕期間設定工事であり、工事着手日は上記のとおりとする。 ・契約締結の日から、工事着手日の前日までの期間については、現場工事に着手できない。 ・当初契約締結後において、工事着手日前に工事に着手することができることとなった場合は、受発注者協議の上、余裕期間を短縮し、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 ・工事着手届については、秋田県土木工事共通仕様書によらず工事着手日に提出することとする。 ・工事着手日前にあっては、受注者は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、工事現場に資材搬入や仮設物設置等を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。 ・契約日から工事着手日の前日までの期間にあたっての県提供用地の管理は、発注者の責により行うものとし、この間、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等を行ってはならない。
		ある 任意着手方式	・着手期限日　令和○○年○○月○○日 ・本工事は余裕期間設定工事であり、受注者は、契約日から上記の着手期限日までの間において、工事着手日を任意で設定できるものとする。 ・受注者は、実工期の設定にあたり、工事着手日を休日にすることはできない。また、設定した工事着手日により、工期末が休日となるような設定もできない。 ・契約締結の日から、受注者が指定した工事着手日の前日までの期間については、現場工事に着手できない。 ・当初契約締結後において、工事着手日の変更の必要が生じた場合は、受発注者協議の上、着手期限日を限度に余裕期間を短縮又は延長し、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 ・工事着手届については、秋田県土木工事共通仕様書によらず工事着手日に提出することとする。 ・工事着手日前にあっては、受注者は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、工事現場に資材搬入や仮設物設置等を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。 ・契約日から工事着手日の前日までの期間にあたっての県提供用地の管理は、発注者の責により行うものとし、この間、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等を行ってはならない。
3 技術者の専任	●	ない 通常の契約工事	・専任を要しない主任技術者
		ない 余裕期間設定工事	・現場代理人・主任（監理）技術者選任届は、秋田県土木工事共通仕様書によらず契約時に提出するものとする。ただし、配置が必要な期間は工事着手日からとする。
		ある 通常の契約工事	・現場施工着手日が次項「現場施工着手日の指定」にて指定のない場合は、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打合わせにおいて定める。 ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。
		ある 余裕期間設定工事	・現場代理人・主任（監理）技術者選任届は、秋田県土木工事共通仕様書によらず契約時に提出するものとする。ただし、配置及び専任を開始する時期は、工事着手日からとする。 ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。
4 現場施工着手日の指定	●	ない	・現場施工着手日の指定無し
		ある	・契約締結後、令和　　年　　月　　日までの期間については現場施工に着手できない。 ・主任技術者又は監理技術者の専任をもとめられている工事については、上記期日までは工事現場への専任を要しない。

<table>
<tr><td>5 電子納品
※電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等の運用（R7.9.5）</td><td>●</td><td></td><td>・発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>・発注者に「成果品」及び「電子媒体2部」を納品する。
・完成検査合格後、発注者は技術管理課に「成果品登録依頼書」と「成果品登録用電子媒体1部」を提出する。
・なお、納品方法等は電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ等の運用(R7.9.5)によるものとする。
【工事成果品登録対象】<table><tr><td>登録対象①</td><td>重要構造物を有する工事。
※詳細は別紙「登録対象①詳細事項」による。</td></tr><tr><td>登録対象②</td><td>工事において、構造計算・安定計算を行うもの。（例　委託成果に再度の構造計算等の大幅な設計変更が伴うもので、工事において図面を作成したもの）</td></tr><tr><td>登録対象③</td><td>工事において、詳細設計を行うもの。（例　橋梁上部工詳細設計）</td></tr><tr><td>登録対象④</td><td>その他、将来の維持管理上、発注者が成果登録を必要と判断するもの。（例　トンネル、地下道の設備系資料）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>6 工事施工調整会議
（三者協議）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・本工事は、工事着手前等に当該工事の受注者、その設計を担当したコンサルタント等並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「工事施工調整会議」を設置する工事である。
「工事施工調整会議」は施工計画書の提出前に開催するものとし、開催日・場所等の詳細については監督職員の指示によるものとする。
このほか、受注者は設計図書の照査等を実施した結果、設計図書の確認を求める必要が生じた場合には、監督職員に確認できる資料及び質問書を書面により提出し、発注者に「工事施工調整会議」の開催を協議することができる。</td></tr>
<tr><td>7 施工調査の対象工事</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・本工事は、施工合理化調査等の対象工事とする。なお、調査要領等は別途に監督職員が指示する。</td></tr>
<tr><td>8 施工手段等の指定
（契約指定事項）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・指定事項なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・別添の契約指定事項書（様式－１）のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="4">9 検査・品質管理関係</td></tr>
<tr><td>(1)中間検査の対象工事
※中間検査運用基準(H21.7)</td><td>●</td><td>ない</td><td>・中間検査なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・本工事は中間検査の対象工事とする。
なお、中間検査の実施段階は次によるものとする。<table><tr><td colspan="2">中間検査実施段階</td><td rowspan="2">実施回数</td></tr><tr><td>工　種</td><td>実施段階</td></tr><tr><td>橋梁下部工（橋台工）</td><td>埋戻し前</td><td>１回</td></tr><tr><td>擁壁工</td><td>鉄筋組立完了時</td><td>１回</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>(2)段階確認
（追加がある場合）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・追加確認なし（土木工事共通仕様書のとおり）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・土木工事共通仕様書　第3編 土木工事共通編3-1-1-4の段階確認に指定された工種に、次の工種を追加するものとする。<table><tr><td>種別</td><td>細別</td><td>確認時期</td><td>確認項目</td></tr><tr><td rowspan="2">補強土壁工
ｼﾞｵﾛｯｸｳｫｰﾙ</td><td>受撃体</td><td>設置完了時</td><td>延長、高さ、幅、厚さ</td></tr><tr><td>抵抗体</td><td>施工途中、設置完了時</td><td>基準高、設置高、壁面高、延長、天端幅、底盤幅、締め固め度(2回)</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>(3)重点監督対象工事</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とす</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・本工事は段階確認の頻度を増やす重点監督の対象工事とする。
【H20.4.1秋田県請負工事監督事務処理要領建設交通部運用：重点監督】<table><tr><td colspan="2">イ　主たる工種に新工法・新材料を採用した工事(対象工種部分のみ)</td></tr><tr><td>対象工種</td><td>例　標準歩掛のない新技術・新工法を用いた工種</td></tr><tr><td colspan="2">ロ　施工条件が厳しい工事（工事内容によっては、対象工種部分のみ）</td></tr><tr><td>対象工種</td><td>例　軟弱地盤上での構造物、場所打ちPC橋等</td></tr><tr><td colspan="2">ハ　第三者に対する影響のある工事</td></tr><tr><td>対象工種</td><td>例　周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削工事</td></tr><tr><td colspan="2">ニ　その他</td></tr><tr><td>対象工種</td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">(4)規格値
（新たに定める場合）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・新たな定めなし（土木工事共通仕様書施工管理基準による）</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・本工事に用いる規格値は、土木工事共通仕様書施工管理基準による他、下記によるものとする。
・出来形管理
・品質管理</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(5)施工管理
（座標値による出来形管理）
【道路・河川等】</td><td>●</td><td>ない</td><td>・座標による管理は任意とする。または、設計上の座標がない。</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・当該工事において、測点及び曲線要素点等の位置及びずれ等に関する管理は、座標値によるものとし、その規格値は±25㎜（X軸、Y軸とも±25㎜）とする。
・上記の管理等に必要な基準点等の現況測量成果は、受注後に別途貸与する。
・測点及び曲線要素点
<table><tr><th>測点等名</th><th>測点等名</th><th>測点等名</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(6)施工管理
（座標値による出来形管理）
【橋梁等】</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・当該工事において、下記に示す●●工の構造中心線（点）等の位置及びずれ等に関する管理は、座標値によるものとし、その規格値が、土木工事共通仕様書施工管理基準に定められている場合は、それによるものとする。なお、定めがない場合の規格値は±50㎜
・上記の管理等に必要な基準点等の現況測量成果は、受注後に別途貸与する。
・（例）橋梁下部工
<table><tr><th>名称</th><th>摘　要</th></tr><tr><td>A1橋台構造中心点</td><td>NO.25+12.45</td></tr><tr><td>P1橋脚構造中心点</td><td>No.27+17.00</td></tr><tr><td>A1橋台構造主要点</td><td>設計図に図示（座標値が標示されている主要点）</td></tr><tr><td>P1橋脚構造主要点</td><td>設計図に図示（座標値が標示されている主要点）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(7)品質証明（社内検査）
制度対象工事
※予定価格２億円以上</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・本工事は品質証明（社内検査）制度対象工事とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(8)非破壊試験等による
コンクリートの品質管理</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある
（強度）</td><td>・本工事は「微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定を用いた品質管理」の品質管理手法の対象工事である。
【対象工事】新設のコンクリート構造物のうち、橋長３０m以上の橋梁の、橋梁上部工事及び橋梁下部工事を対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。</td></tr>
<tr><td></td><td>ある
（配筋・
かぶり）</td><td>・本工事は「非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理」の品質管理手法の対象工事である。
【対象工事】新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工事、橋梁下部工事及び重要構造物である内空断面積25m2 以上のボックスカルバートを対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">10 ＩＣＴ活用工事の対象</td><td></td><td>発注者
指定型</td><td>・ICT対象工種　ICT土工、ICT舗装工、ICT河川浚渫、ICT地盤改良工、ICT法面工、ICT舗装工（修繕工）、ICT土工（1,000m3未満）、ICT小規模土工、ICT構造物工（橋脚・橋台）、ICT擁壁工、ICT基礎工、ICT構造物工（橋梁上部）、ICTコンクリート堰堤工
・工事の実施については、「秋田県ＩＣＴ活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ＩＣＴ活用工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。
上記のICT対象工種以外の工種については、受注者希望型として扱う。
受注者は、ICT対象工種以外においてICT活用を希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、ICT活用について発注者が認めて指示した場合は、当該工種をICT対象工種として扱うものとする。</td></tr>
<tr><td></td><td>受注者
希望型</td><td>・受注者は、本工事においてICT活用を希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、ICT活用について発注者が認めて指示した場合は、本工事をICT活用工事として扱うものとする。
・工事の実施については、「秋田県ＩＣＴ活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ＩＣＴ活用工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。</td></tr>
<tr><td>●</td><td>対象外</td><td>・本工事は、ＩＣＴ活用工事の対象外とする。
ただし、ＩＣＴ活用の希望があり、受発注者間の協議が整った場合は、ＩＣＴ活用工事として事後設定できるものする。なお、ＩＣＴ活用工事設定後は、受注者希望型と同様の扱いとする。</td></tr>
</table>

11 簡易型ＩＣＴ活用工事の対象		発注者指定型	・ICT対象工種は、「ICT土工」、「ICT舗装工」、「ICT河道浚渫」、「ICT地盤改良工」、「ICT法面工」、「ICT付帯構造物設置工」、「ICT舗装工（修繕工）」、「ICT土工（1,000m3未満）」、「ICT小規模土工」、「ICT構造物工（橋脚・橋台）」、「ICT擁壁工」、「ICT基礎工」、「ICT構造物工（橋梁上部）」、又は「ICTコンクリート堰堤工」とする。 ・工事の実施については、「秋田県簡易型ＩＣＴ活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ＩＣＴ活用工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。
		受注者希望型	・受注者は、本工事においてICT活用を希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、ICT活用について発注者が認めて指示した場合は、本工事を簡易型ICT活用工事として扱うものとする。 ・工事の実施については、「秋田県簡易型ＩＣＴ活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ＩＣＴ活用工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。
	●	対象外	・本工事は、簡易型ＩＣＴ活用工事の対象外とする。 ・ただし、ＩＣＴ活用工事の発注者指定型でありICT対象工種が「ICT土工」、「ICT舗装工」、「ICT河道浚渫」、「ICT地盤改良工」、「ICT法面工」、「ICT舗装工（修繕工）」、「ICT土工（1,000m3未満）」、「ICT小規模土工」、「ICT構造物工（橋脚・橋台）」、「ICT擁壁工」、「ICT基礎工」、「ICT構造物工（橋梁上部）」、又は「ICTコンクリート堰堤工」の場合で、施工範囲内においてＩＣＴ活用工事と簡易型ＩＣＴ活用工事の組み合わせによる施工を希望する場合は、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、発注者が認めて指示した場合はＩＣＴ活用工事と簡易型ＩＣＴ活用工事の組み合わせによる施工を行うことができる。 ・上記の組み合わせによる施工を行う場合は、「秋田県簡易型ＩＣＴ活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ＩＣＴ活用工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。ただし、「秋田県簡易型ＩＣＴ活用工事実施要綱」第７条の工事成績評定点の加点は行わないものとする（「秋田県ＩＣＴ活用工事実施要綱」に基づく工事成績評定点の加点のみ）。 ・ＩＣＴ活用の希望があり、受発注者間の協議が整った場合は、簡易型ＩＣＴ活用工事として事後設定できるものする。なお、簡易型ＩＣＴ活用工事設定後は、受注者希望型と同様の扱いとする。
12 週休２日制工事の対象	●	完全週休２日（土日）	・本工事は、秋田県週休２日制工事（完全週休２日（土日））である。 ・受注者は、完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 ・実施にあたっては、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。
		完全週休２日交替制	・本工事は、秋田県週休２日制工事（完全週休２日交替制）である。 ・受注者は、完全週休２日交替制及び月単位の週休２日交替制の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 ・実施にあたっては、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。
13 遠隔臨場の実施	●	ない	・本工事は、遠隔臨場の適用工事ではない。ただし、受注者が遠隔臨場の適用を希望する場合は、発注者と協議の上、発注者が認めた場合に適用することができる。 ・遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。
		ある	・本工事は、遠隔臨場の適用工事であるため、施工計画書に必要事項を記載すること。ただし、通信状況の関係等で利用が適さない場合は、発注者と協議の上、発注者が認めた場合に適用を除外することができる。 ・遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。
14 情報共有システム（ＡＳＰ）の利用			・受注者は、本工事において情報共有システム（ＡＳＰ）を原則利用すること。ただし、現場事務所等における通信状況の関係で利用が困難な場合は、発注者と協議のうえ、発注者が認めた場合に利用しないことができる。 ・利用については、「秋田県土木工事共通仕様書（令和８年10月以降適用）」による。
15 地下埋設物の損傷事故防止			・本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和６年１２月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。
16 架空線等上空施設の損傷事故防止			・架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和６年１２月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。
17 その他特記事項（法定外の労災保険の付保）			・本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 ・受注者は契約書第５５条第２項に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。
18 その他特記事項（１日未満で完了する作業の積算の適用）			・「1日未満積算基準」の適用については、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節58によるものとする。 ・1日未満で完了する作業の判定に使用する作業量は、1箇所当りの作業量とする。 ・本工事は全体作業量を1箇所当りの作業量とする。

第２章　材料

<table>
<tr><th>項　　目（節）</th><th colspan="2">条件</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1 工事材料の品質証明指定</td><td>●</td><td>ない</td><td>・指定材料なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・次の材料について品質を証明する書類を提出すること
<table>
<tr><th>区分</th><th>確認材料名</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>(例)ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製品</td><td>ｺﾝｸﾘｰﾄ杭</td><td>JIS製品以外</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">2 再生資材の使用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・①本工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>材料名</th><th>規格</th><th>使用箇所</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ</td><td>RC-80</td><td>側溝基礎</td><td></td></tr>
<tr><td>再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ</td><td>RC-40</td><td>下層路盤工
歩道路盤工</td><td></td></tr>
</table>
②使用する再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ（RC-40）の粒度範囲は、舗装再生便覧の「再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝの望ましい粒度」の規格に適合するものとする。（RC-40を使用する場合に適用）
③受注者は、再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝの粒度について確認できる試験結果又は品質を証明する資料を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3 購入土の品質</td><td>●</td><td>ない</td><td>・品質指定なし（各工種の施工に適合するもの）</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・本工事に使用する購入土は、CBR○○以上とし工事に使用する前に試験結果又は品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4 建設発生土の有効利用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・他工事から搬入なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・本工事で使用する盛土材は、次の工事の建設発生土を利用するものとする。
<table>
<tr><th>工事名</th><th>路線名・場所</th><th>利用量</th><th>搬入時期</th></tr>
<tr><td>30-○○○○-20
地方道路交付金工事</td><td>国道285号
○○市○○地内</td><td>10,000m3</td><td>H30.5月～H30.8月</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">5 ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの使用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・下記工種のｺﾝｸﾘｰﾄは、ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ標準使用基準の次の規格によるものとする。
<table>
<tr><th>工　種</th><th>呼び強度
N/mm2</th><th>ｽﾗﾝﾌﾟ
cm</th><th>粗骨材の
最大寸法
mm</th><th>最小ｾﾒﾝﾄ
使用量
kg/m3</th><th>最大
水ｾﾒﾝﾄ比
%</th><th>ｾﾒﾝﾄの種類</th></tr>
<tr><td>均しｺﾝｸﾘｰﾄ</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>－</td><td>65</td><td>高炉ｾﾒﾝﾄB種</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
（高炉ｾﾒﾝﾄB種の使用）
※1.高炉ｾﾒﾝﾄB種で発注した工事であっても、下記事項に該当する場合については、協議により設計変更することが出来るものとする。
・当該現場地域で高炉ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄの供給能力がない場合
・著しく気象条件が悪く、ｺﾝｸﾘｰﾄの品質低下の恐れがある場合
・災害復旧等、緊急を要する工事
・その他、監督職員が高炉ｾﾒﾝﾄの使用が困難と認めた場合

（フライアッシュ混合コンクリートの使用）
※1.コンクリート打設が寒冷期(11/1～3/31)になる場合は、原則として使用しない。
※2.フライアッシュ混合コンクリートで発注した工事であっても、下記事項に該当する場合については、協議により設計変更することが出来るものとする。
・著しく気象条件が悪く、ｺﾝｸﾘｰﾄの品質低下の恐れがある場合
・災害復旧等、緊急を要する工事
・その他、監督職員がフライアッシュ混合コンクリートの使用が困難と認めた場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6 重要なｺﾝｸﾘｰﾄ構造物品質管理
※ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物特記仕様書
(H23.4.1)</td><td>●</td><td>ない</td><td>・該当なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・次の構造物について、ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物特記仕様書(H23.4.1以降適用)に基づき品質管理を実施しなければならない。
【対象構造物】
・○○○○○○
・○○○○○○</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>7 ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製品の指定材料</td><td>●</td><td>ない</td><td>・指定なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・工事に使用する指定材料の品質規格は次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>工種</th><th colspan="2">型式</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>法覆護岸工</td><td>美山河ブロック</td><td>練積</td><td></td></tr>
<tr><td>法覆護岸工</td><td>連結ブロック</td><td>空張</td><td>・代表流速：●●m/s
・設計水深：▲▲m</td></tr>
</table>
・受注者は選定ﾌﾞﾛｯｸの承諾を受けるとき、施工展開図、構造図(法留基礎及び天端工断面含む)を承認図として提出するものとする。また、法線ｶｰﾌﾞ等により変更が生じた場合は変更承認図を提出するものとする。
・ブロックの明度は６以下とし、使用にあたっては、明度証明書の写しを添付の上、監督職員の承諾を得るものとする。
(1:1.5より緩いコンクリートブロック張)
・ブロックの選定にあたっては、上表条件に基づきブロックの安定性を確認し、その結果を提出のうえ、監督職員の承諾を得るものとする。</td></tr>
<tr><td>8 瀝青材料の使用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・①本工事に使用する瀝青材料は次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>材料名</th><th>規格</th><th>工種</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄ</td><td>②密粒度As(13)改質Ⅱ</td><td>車道舗装工（表層）</td><td></td></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄ</td><td>再生②密粒度As(13)</td><td>車道舗装工（表層）</td><td></td></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄ</td><td>再生②密粒度As(20)</td><td>車道舗装工（基層）</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>9 再生ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の使用
（溶融ｽﾗｸﾞ入り）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし(使用を妨げるものではない)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・当工事において使用する再生アスファルト混合物（歩道部は除く）については、溶融スラグ入りを使用すること。なお、やむを得ず溶融スラグ入りアスファルト混合物を使用できない場合には、その理由について監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。</td></tr>
<tr><td>10 溶融ｽﾗｸﾞ入りﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製品または、ﾌﾗｲｱｯｼｭ入りﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製品の使用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし(使用を妨げるものではない)</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・当工事において使用する下記コンクリート製品については、秋田県認定リサイクル製品（溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品または、フライアッシュ入りプレキャストコンクリート製品）を使用すること。なお、やむを得ず認定製品を使用できない場合には、その理由について監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。

【適用製品】
歩車道境界ブロック
鉄筋コンクリートＵ型側溝
鉄筋コンクリートＵ型側溝蓋
可変勾配側溝
可変勾配側溝蓋
鉄筋コンクリートベンチフリューム
鉄筋コンクリート排水フリューム</td></tr>
<tr><td>11 県産材（間伐材）を利用した工事名標示板</td><td></td><td>ない</td><td>・使用なし（災害復旧工事）</td></tr>
<tr><td></td><td>●</td><td>ある</td><td>・本工事には、県産材（間伐材等）を枠材に使用した工事名標示板を工事現場に２基設置すること。</td></tr>
<tr><td>12 その他特記事項
（中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）</td><td colspan="3">1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。</td></tr>
</table>

項　　目（節）	内　　容
1 工事概要	・本工事は被災した萩形配電線既設PS1付近にSVC架台および保管されているSVC設備を設置し、萩形発電所の機能を復旧するものである。
2 工事場所	・萩形発電所付近（北秋田郡上小阿仁村沖田面字カゴ山地内ほか）
3 工事内容	（１）機器・架台設置工事内容 SVC制御装置、設置架台及び支柱を設置する。詳細は設計図による。 ア　撤去機器類 （ア）再使用品（発注者保管） ・SVC制御装置　W1200xD1300xH2000　1面 ・SVC用変圧器　6600/400V 300kVA　1台 ・開閉器制御装置　W500xD200xH430　1面 （イ）新設品 ・柱上気中開閉器　3φ3W6.6kV 方向性SOG　1台 ・SVC用開閉器　1台 ・制御電源変圧器　5kVA　1台 ・光成端伝送装置　1組 ・プライマリーカットアウト　7.2kV 30A　2個 7.2kV 50A　3個 ・SOG制御箱　1面 ・中継端子箱　1面 イ　使用資材 ・コンクリート柱　14-19-700　2本 ・コンクリート柱　450-1.5-7　1本 ・SVC支持架台　1式 ・根かせ　1式 ・装柱材　1式 ・絶縁電線・ケーブル　1式 ・その他付属品　1式 ウ　作業内容 （ア）SVC設置工事 SVC架台、SVC設備および付属設備の設置を行う。 再使用品は、岩見発電所（秋田市河辺三内字大石ノ台地内)から運搬し、設置すること。 （イ）P46柱PAS更新工事 P46柱に設置されているPASについて撤去・新設を行う。 撤去品は本工事内で杉沢発電所（南秋田郡五城目町馬場目字馬場目沢国有林地内）へ運搬すること。 （ウ）接地工事 電気設備技術基準に基づき、A種接地工事およびB種接地工事の施工を行う。 あわせて、規定の接地抵抗値を満たしていることを確認する。 （エ）接点信号光伝送装置 SVC警報信号およびP46柱PAS警報信号の接点情報を萩形発電所へ光電送を行うための接点信号光伝送装置を設置する。 撤去品は本工事内で杉沢発電所（南秋田郡五城目町馬場目字馬場目沢国有林地内）へ運搬すること。 接点信号光伝送装置の送信接点数は10点以上とする。 （オ）試験調整 ・外観・構造検査 ・絶縁抵抗測定 ・光ケーブル伝送損失測定 ・光ケーブル接続損失測定 ・その他必要な試験 （２）その他 ・本工事の施工時期については、監督職員と受注者との協議による。 ・本工事契約後、受注者は直ちに詳細な調査、検討を行い速やかに資材の発注を行うこと。 ・受注者は人身事故等がないように十分な安全管理・対策を行うこと。 ・本仕様書に記載のない事項については監督職員との協議によること。

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第１編　共通編
第１章　総則

項　　目（節）	内　　容		
1 積算基準	（1）参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。 （2）積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。 ・土木工事標準積算基準書〔共通編〕（令和８年10月１日以降適用）秋田県建設部 ・土木工事標準積算基準書〔電気通信編〕（令和８年10月１日以降適用）秋田県建設部 ・土木工事標準積算基準書〔参考資料〕（令和８年10月１日以降適用）秋田県建設部 ・建設機械等損料算定表（令和８年10月１日以降適用）秋田県建設部 ・下水道用設計標準歩掛表－第２巻　ポンプ場・処理場－（令和８年版）日本下水道協会 （3）設計変更 設計変更にあたっては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)（平成24年4月）秋田県建設部技術管理課」を参考に手続きを行うものとします。		
2 施工調査	●	ない	・対象なし。 ただし、契約後に対象となった場合、受注者は調査に協力すること。
		ある	・○○工を施工合理化調査の対象としており、その費用として共通仮設費の技術管理費に○○○○○円を見込んでいます。

第２編　現場説明事項
第1章　条件明示

1 工程関係

(1) 工期設定

本工事は下記のとおり工期を設定しています。

不稼働日数	（工期４３５日－準備及び後片付け期間５０日） ×（１３．８／３０）　＝　１７８日
準備期間	３０日
後片付け期間	２０日

※工期には、全土曜日、日曜日及び祝日等（夏季、年末年始の休暇を含む）の休日数と降雨等による作業不能日数を合計して、不稼働日数を見込んでいます。
※不稼働日数については、「秋田県土木共通仕様書1-1-1-30■不稼働日数」参照

(2) 関連工事による施工時期の調整

● ない　・調整なし

ある

・次の工事の施工に伴い本工事の工程が影響を受けますので、施工時期等の調整を実施してください。なお、調整の結果、作業工程等に変更が生じた場合は、別途協議します。

工事番号 工事名	工事内容	影響を受ける時期
06-○○○○-10 地方道路交付金工事	橋梁下部工(P1)	R6.10月～R7.2月

※上記の時期について施工できないものとして見積もってください。

(3) 施工時期、時間及び 施工方法の制限

● ない　・制限なし

ある

・本工事の作業時期及び時間帯等は、下表に示すとおりです。
なお、受注者は関係機関等との調整の結果、施工時期、作業時間帯等に変更が生じた場合は別途協議します。

工種又は種別・細別	時間帯		期　間	施工方法
	作業開始	作業終了		
舗装工	２１時	６時	R6.10月～R6.11月	制限なし
排水工（農業用水）	－	－	R6.12月中旬まで完成	制限なし

<table>
<tr><td rowspan="3">(4) 関係機関、自治体等との協議</td><td>●</td><td>ない</td><td>・協議なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・関係機関等との協議状況は次のとおりです。
<table><tr><th>関係機関</th><th>協議内容</th><th>協議成立見込時期
(予定)</th></tr><tr><td>○○土地改良区</td><td>農業用水付け替え</td><td>R6.1.10協議済み</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(5) 関係機関、自治体等との協議結果による条件</td><td>●</td><td>ない</td><td>・条件なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・関係機関等との協議結果及び条件は次のとおりです。
<table><tr><th>影響事項</th><th>協議結果</th><th>施工条件等</th></tr><tr><td>農業用水付け替え工事</td><td>用水の使用時期がR6.4月下旬
4月中旬までの完成と流下確認</td><td>R6.4月中旬まで完成
完成後の流下確認立会</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="4">2 用地関係</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(1) 工事用地等の制限</td><td>●</td><td>ない</td><td>・制限なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・工事用地等の未処理による制限は次のとおりです。
<table><tr><td>未処理箇所</td><td>図面番号 (3/5) No.5～No.6のL=20m区間</td></tr><tr><td>処理見込時期</td><td>R6.6月</td></tr></table>※上記の未処理部分について、見込みどおりに処理できない場合は、別途協議します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(2) 官有地(民有地)の使用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・本工事に使用する（仮設ﾔｰﾄﾞ、工事用仮設道路、資機材置場等）用地は発注者から提供するものとして見積もってください。
<table><tr><td>使用用途</td><td>工事用仮設道路</td></tr><tr><td>場所・範囲</td><td>○○市○○地内（別添図面のとおり）</td></tr><tr><td>時期・期間</td><td>工事期間内</td></tr><tr><td>使用条件</td><td>ダンプトラック運搬</td></tr><tr><td>復旧方法等</td><td>別途工事において撤去を予定</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="4">3 公害関係</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(1) 公害防止のための制限
（低騒音型建設機械等）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・制限なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・本工事において公害防止のため、下記について制限します。なお、これにより難い場合は別途協議します。
<table><tr><td>工種</td><td>○○工の施工</td></tr><tr><td>低騒音型建設機械</td><td>「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和６２年３月３０日建設省経機発第５８号）に基づき、上記工種の施工に使用する建設機械（○○○○及び○○○○）は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成１３年４月９日国土交通省告示第４８７号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議の上、必要書類を提出するものとする。また、使用する低騒音型建設機械は、写真撮影を行い監督職員に提出するものとする。</td></tr><tr><td>作業時間</td><td>制限なし</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(2) 事業損失防止に係る調査</td><td>●</td><td>ない</td><td>・事前・事後調査なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・本工事の施工にあたり、下記について事前・事後調査を実施(予定)しています。
<table><tr><td>調査事項</td><td>建物調査</td></tr><tr><td>事前・事後</td><td>事前調査及び事後調査</td></tr><tr><td>調査時期</td><td>(事前調査)H28.12月実施済み、(事後調査)H28.12月予定</td></tr><tr><td>調査方法</td><td>発注者が補償コンサルタント会社へ別途委託</td></tr><tr><td>調査範囲</td><td>工事区域周辺　１０戸</td></tr></table>※施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により調査及び対策の必要が生じた場合は別途協議します。</td></tr>
</table>

(3) 第三者に及ぼした損害
【共通事項】

1) 受注者は工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす損害を可能な限り防止するため、最善の努力を払い適切な処置を講じなければならない。
2) 受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた工事損害補償については、受注者が負担する。（契約事項第28条）
3) 受注者は第三者に及ぼした損害に係る処理にあたっては、発注者と協議を行うとともに公正かつ迅速な処理に努めなければならない。
4) 工事の施工に伴い、周辺地盤等に変状をきたす恐れがある場合は、建築基礎等の定点観測を行うものとし、その内容については発注者と協議するものとする。

4 安全対策関係

(1) 交通安全に関する事項
【交通誘導警備員の計上】

● ない
・計上なし

ある
・本工事における工事期間中の交通管理として計上する交通誘導警備員は、下記によるものとします。なお、現地の状況、関係機関等との協議により変更が必要な場合は別途協議します。

（「施工箇所が点在する工事」以外の場合）

名称	計上人数	※()は交代要員で内数
交通誘導警備員(A)	20 (5)	
交通誘導警備員(B)	20 (5)	

（「施工箇所が点在する工事」の場合）

名称	計上人数	※()は交代要員で内数
交通誘導警備員(A)	60 (15)	
○○工区	20 (5)	
○○工区	20 (5)	
○○工区	20 (5)	
交通誘導警備員(B)	60 (15)	
○○工区	20 (5)	
○○工区	20 (5)	
○○工区	20 (5)	

(2) 土砂崩落、落石等の防護に関する事項

● ない
・対象なし

ある
・本工事において土石等の崩落防護施設、飛散防護施設が必要なため、下記の防護施設を設置するものとします。

施設内容	工事箇所に隣接している家屋への飛散防護施設（指定仮設）

(3) 発破作業に関する事項

● ない
・対象なし

ある
・火薬類盗難防止に万全を期すため、保安管理員を配置するものとします。
これ以外に火薬類盗難防止措置を講ずる場合は、監督職員の承諾を得るものとします。

5 工事用道路関係

(1) 一般道路の搬入路指定及び制限

● ない
・指定なし

ある
・本工事における搬入路の指定及び制限は次のとおりです。

搬入経路指定	市道○○○線　○○地内から○○地内	
使用制限等	期間	○月○○日～○月○○日
	時間帯	○○時～○○時
使用中又は使用後の措置	搬入路等の補修が必要となった場合は別途協議します。	

(2) 仮設道路の設置

● ない
・設置なし

ある
・本工事における仮設道路の仕様は次のとおりです。

仮設道路の延長・幅員等	L=50m、W=2.3m　（設計図書のとおり）
設置条件	既設道路に補修材として再生砕石(RC-40)を20m3敷均、敷き鉄板を500㎡の設置を見込んでいます。
安全施設内容	設置なし。
工事終了後の措置	鉄板は撤去します。

6 仮設備関係

(1) 仮設備の指定

● ない
・指定なし（任意仮設）

仮設物	敷鉄板
条件等	作業ヤードとして敷鉄板を設置することとしているが、これにより難い場合は別途協議します。

ある
・本工事における仮設備の構造・施工方法の指定は
別添の契約指定事項書（様式－１）のとおりです。

(2) 仮設備の引渡・引継

● ない

・引継・引渡なし

ある

・本工事における仮設備の引渡・引継は次のとおりです。

仮設物	仮橋、桟橋、足場等
取扱	工事完了後も現場に存置します。
条件等	工事完了後の損料、撤去費用等については別途協議します。

7 工事支障物件関係

(1) 占用支障物件の有無

● ない

・占用支障物件なし

ある

・本工事の施工にあたり、支障となる占用物件は次のとおりであり、施工に伴い支障となる物件が発生した場合は、別途協議します。

支障物件	電柱		
管理者	東北電力(株)		
数量	3本		
位置	NO.1～NO.5		
移設時期	R7.2～R7.4		

(2) 占用物件との重複施工

● ない

・重複施工なし

ある

・本工事の施工にあたり、占用物件との重複施工となるため管理者等と調整してください。なお、重複施工に伴い本工事の工程に影響が生じる場合は別途協議します。

支障物件	電柱		
管理者	東北電力(株)		
工事内容	電柱移設3本		
期間	R7.2～R7.4		

8 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

(1) 建設ﾘｻｲｸﾙ法の対象工事

【対象工事】
次の①かつ②に該当する工事

①特定建設資材を
使用・搬出する工事

※排出量がｾﾞﾛでも使用量がある場合は対象

※特定建設資材
・ｺﾝｸﾘｰﾄ
・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ版など
・木材
・ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ

②請負額が500万円以上(税込み)の工事

ない

・適用なし

● ある

・本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難い場合は、別途協議します。

①分別解体等の方法
条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としません。

	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
工程毎の作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業
	⑥その他(木材)	その他の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業

※1 作業内容は、工事としての有無を記入する。
※2 分別解体等の方法には、積算上計上している方法を記入する。
※3 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地
下記は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではありません。

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	運搬距離

③受入時間

④その他
( )

<table>
<tr><td rowspan="3">(2) 建設副産物の排出
（特定建設資材以外又は
請負額500万円未満の工事）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・現場外搬出なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・工事の施工により発生する建設副産物は、次表の場所に搬入するものとします。
工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難い場合は、別途協議します。
<table><tr><td>①</td><td>搬入資材</td><td>残土</td></tr><tr><td>②</td><td>搬入場所、運搬距離</td><td>○○市○○字○○　　L=●●km</td></tr><tr><td>③</td><td>搬入可能時間</td><td>9：00～17：00</td></tr><tr><td>④</td><td>仮置き等</td><td>なし</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">9 薬液注入関係</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(1) 薬液注入の施工</td><td>●</td><td>ない</td><td>・施工なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・秋田県土木工事共通仕様書（参考資料）「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」等に基づき実施してください。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">10 その他</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(1) 工事現場発生品の処理
（工事現場再利用品）</td><td></td><td>ない</td><td>・発生品又は再利用品なし</td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td rowspan="2">・従来施設の撤去により生じた発生品の扱いは下表のとおりとします。
<table><tr><th>品名</th><th>数量</th><th>現場内使用の有無</th><th>収納場所等</th></tr><tr><td>電材等</td><td>1式</td><td>無</td><td>現場発生品は杉沢発電所に運搬</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(2)その他条件
（快適トイレ導入対象工事）</td><td></td><td>ない</td><td>・対象外</td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td rowspan="2">・その他の条件は、次のとおりとします。
・快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。
(1)本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（営繕費）に下表の想定で当初数量を計上している。
<table><tr><td>設置基数</td><td>2　基</td></tr><tr><td>設置月数</td><td>1　月</td></tr><tr><td>工事期間中の延べ設置基数</td><td>2　基・月</td></tr><tr><td>１基の１月当たり単価</td><td>57,000　円／基・月</td></tr></table>(2)受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節58「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、上限57,000円/基・月を設計変更の対象とする。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基/工事までとする。
ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各１台ずつ計２台までとする。
また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、２基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(3) その他条件
(簡易型ICT活用工事)</td><td></td><td>発注者指定型
又は
受注者希望型</td><td>（発注者指定型、受注者希望型：共通事項）
・ICTの活用に要する費用は、当初は計上していない。
・工事の積算については、「秋田県簡易型ＩＣＴ活用工事試行要綱」及び工種毎の「秋田県ＩＣＴ活用工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。</td></tr>
<tr><td>●</td><td>対象外</td><td>・本工事は、簡易型ＩＣＴ活用工事の対象外とする。
・ただし、特記仕様書にあるＩＣＴ活用工事と簡易型ＩＣＴ活用工事を組み合わせによる施工を行う場合、工事の積算については、「秋田県簡易型ＩＣＴ活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ＩＣＴ活用工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。
・簡易型ＩＣＴ活用工事として事後設定した場合、工事の積算については「秋田県簡易型ＩＣＴ活用工事実施要綱」」及び工種毎の「秋田県ＩＣＴ活用工事実施要領（実施編）及び（積算編）」に基づいて実施するものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>(4) その他条件
（現場管理費率における積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・補正なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・ 現場管理費率における積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正を行うときの条件は次のとおりです。
本工事箇所については、積雪寒冷地域（４級地）とし、一般職の職員の給与に関する条例に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。

秋田市（河辺町及び雄和町の区域に限る。）
能代市（二ツ井町の区域に限る。）
横手市
大館市
湯沢市
鹿角市
由利本荘市（矢島町、鳥海町及び東由利町の区域に限る。）
潟上市（昭和町及び飯田川町の区域に限る。）
大仙市
北秋田市
仙北市
鹿角郡
北秋田郡
山本郡のうち藤里町、三種町（琴丘町及び山本町の区域に限る。）及び八峰町
南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町
仙北郡
雄勝郡

※ 括弧内の区域の名称は、平成16年4月1日における名称</td></tr>
<tr><td>(5) その他条件</td><td></td><td>ない</td><td>・条件なし</td></tr>
<tr><td></td><td>●</td><td>ある</td><td>・ その他の条件は次のとおりです。
・ 機器の輸送費については、東京（都庁）を起点とし、工事場所（萩形発電所）を終点として計上しています。</td></tr>
<tr><td>(6) その他条件
（施工位置）</td><td></td><td>位置図添付</td><td>・ 工事箇所については、位置図（参考図面）に明示した位置とする。</td></tr>
<tr><td></td><td>●</td><td>座標位置</td><td>・ 工事箇所については、以下の緯度経度の座標位置とする。
萩形発電所 39.924997083358065,140.31315119744346
杉沢発電所 39.91383555494866,140.2483367318742
岩見発電所 39.74500030867822,140.34228168394617
※緯度経度は代表的な位置を示すものです。詳細は平面図等を確認してください。</td></tr>
<tr><td colspan="4">11 諸経費関係（積算上の条件明示）</td></tr>
<tr><td>(1) 施工地域区分</td><td></td><td></td><td>・本工事における共通仮設費及び現場管理費は、施工地域区分を山間僻地及び離島として補正を行っています。</td></tr>
<tr><td colspan="4">12 施工方法</td></tr>
<tr><td>(1) 一般施工
（見積もり条件）</td><td colspan="2">工種</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">仮設工</td><td>・敷鉄板 A=54m2 N=18枚 の設置及び撤去を見込んでいます。
・供用日数は作業「2日」と設置及び撤去で「1日」の合計で「3日」、基地を上小阿仁村（役場）とし片道距離L=19.5km 往復分の運搬として積算しています。</td></tr>
</table>